

○高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付要綱

令和8年3月31日

告示第98号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高梁市空き家情報バンク制度への登録及び市内に所在する空き家の利活用の促進を図るため、空き家の購入、家財整理又は改修に要する経費に対し、予算の範囲内において高梁市空き家情報バンク活用補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、高梁市補助金等交付規則（平成16年高梁市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、高梁市空き家情報バンク制度実施要綱（平成28年高梁市告示第80号。以下「実施要綱」という。）において使用する用語の例による。

(交付対象空き家及び事業)

第3条 補助金の交付の対象となる空き家（以下「交付対象空き家」という。）は、実施要綱第4条第2項に規定する物件登録台帳に登録され、又は登録した後に売買契約若しくは賃貸借契約の締結があった空き家とする。

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業区分とし、補助金の交付対象者は、当該各号に定める要件を満たす者とする。

(1) 購入 交付対象空き家の売買契約締結日から1年未満である利用者

(2) 家財整理 交付対象空き家の家財道具等の搬出若しくは処分又は清掃のため市内の事業者（個人事業主を含む。以下同じ。）に委託する以下に掲げる者

ア 家財整理を行う交付対象空き家の売買契約又は賃貸借契約から1年未満である利用者

イ 交付対象空き家の物件提供者

(3) 改修 交付対象空き家の修繕又は改修するため市内の事業者に委託する当該交付対象空き家の売買契約又は賃貸借契約から1年未満である利用者又は物件提供者

3 前項に規定する要件にかかわらず、次の各号に該当する場合は、補助対象事業としない。

(1) 売買契約又は賃貸借契約を行う者が3親等以内の親族間である場合

(2) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に税金の滞納がある場合

- (3) 交付対象空き家の主たる目的が店舗利用その他居住の用途としない場合。ただし、前項第2号に規定する家財整理は、この限りでない。
- (4) 前項第1号に規定する購入の場合において、補助金の確定通知を受けた日から起算して5年以内に交付対象空き家を売買、交換その他取引に供することが予定されている場合
- (5) 前項第1号に規定する購入又は同項第3号に規定する改修の場合において、補助金の確定通知を受けた日から起算して5年以内に交付対象空き家の用途を変更又は取壊しを予定している場合
- (6) 国、県又は本市の他の制度による補助金等を受けている場合
- (7) 委託する金額が10万円未満の家財整理又は30万円未満の改修である場合

4 補助対象事業は、第2項に規定する事業区分ごとに、同一の空き家に対して1回を限度とする。ただし、補助金の確定通知を受けた日から起算して5年以上が経過し、かつ、再度交付対象空き家となった場合はこの限りでない。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、別表に掲げる事業区分に応じ、同表に規定する補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は同表に規定する上限額のいずれか低い額とする。

2 前条第2項に規定する購入又は改修を行う利用者である場合において、第8条に規定する実績報告を行う日に、次に掲げる要件のいずれも満たすときは、1人につき、10万円（30万円を上限とする。）を前項に規定する補助金の額に加算することができる。この場合において、補助金の額及び加算額の総額は、補助対象経費（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を超えることができない。

- (1) 本市が備える住民基本台帳に記録されている者
- (2) 申請者と同一世帯に属する者
- (3) 18歳に達する日以後の最初の4月1日までの間にある者

(交付申請)

第5条 申請者は、第3条第2項に規定する事業区分ごとに、補助対象事業の着手前（購入にかかる売買代金の完納若しくは登記又は家財整理若しくは改修の実施を行う前をいう。）に高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際し、必要な条件を付すことができる。

（変更申請）

第7条 交付決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 交付決定通知を受けた補助対象事業を中止しようとするとき。

(2) 補助金の額が増額となる変更をしようとするとき。

(3) 補助対象経費の3割を超える減額をしようとするとき。ただし、補助金の額の変更を伴わない場合については、この限りでない。

(4) 事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。

2 市長は、前項の変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更を承認し、高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかが完了した日の属する年度の末日までに、高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 購入にかかる売買代金の支払及び登記

(2) 家財整理の実施及び支払

(3) 改修の実施及び支払

2 改修を行う場合で市長が特段の事情により年度内に工事が完了できないと認めた場合に限り、前項中「末日」とあるのは「翌年度の末日」と読み替える。

（確定通知）

第9条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び現地調査等を実施し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定により確定通知を受けた補助事業者は、速やかに高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の請求を受けたときは、当該請求の日から30日以内にこれを支払わなければならない。

（補助金の取消し等）

第11条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りの申請又は不正な方法によって補助金の決定又は交付を受けたとき。

(2) 第3条第2項第1号に規定する購入の場合において、補助金の確定通知を受けた日から起算して5年以内に交付対象空き家を売買、交換その他取引に供したとき。

(3) 第3条第2項第1号に規定する購入又は同項第3号に規定する改修の場合において、補助金の確定通知を受けた日から起算して5年以内に交付対象空き家の用途を変更又は取壊したとき。ただし、災害その他やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(4) その他市長が補助金を交付することが不相当であると認めるとき。

2 前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者へ補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により返還命令を受けた者は、速やかに返還命令額を返還しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前までに、高梁市補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等を定める規程（平成16年高梁市告示第3号）本則の表空き家情報バンク活用促進助成金の項に規定する補助金を支給された者は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和8年5月29日告示第160号）

この告示は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。ただし、第3条、第11条、様式第1号、別紙様式2、様式第5号及び様式第7号の改正規定は、令和8年6月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率	上限額
購入	交付対象空き家の売買金額（登記費用、税金その他付随する経費を除く。）	10分の1	50万円
家財整理	家財整理の委託料	3分の2	30万円
改修	修繕又は改修の委託料	3分の1	70万円

高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付申請書

年 月 日

高 梁 市 長 様

〒

住 所

氏 名

電話番号

高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金の交付を受けたいので、高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額 円

2 事業区分 (購入 ・ 家財整理 ・ 改修)

3 関係書類

<共通>

- (1) 実施計画書（別紙様式1）
- (2) 住民票謄本
- (3) 居住地の市税等の滞納が無いことを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

<購入の場合>

- (1) 売買契約書の写し

<家財整理の場合>

- (1) 見積書
- (2) 着手前の状況写真
- (3) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し ※未契約の場合は不要

<改修の場合>

- (1) 見積書・設計図等
- (2) 着手前の状況写真
- (3) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (4) 誓約書兼同意書（別紙様式2） ※売買契約による利用者の申請の場合は不要

(別紙様式1)

高梁市空き家情報バンク活用促進事業 実施計画書

1 共通

物件番号／所在地	物件 No. / 高梁市					
申請者区分	<input type="checkbox"/> 利用者 (利用者 No.) / <input type="checkbox"/> 物件提供者					
利用者世帯	氏名	生年月日	続柄	氏名	生年月日	続柄

2 購入

売買契約締結日	年 月 日
登記完了 (予定) 日	年 月 日
売買金額 (補助対象経費)	円
補助金額 (売買金額の 1/10 / 上限 50 万円)	円
加算額 (子どもの数×10 万円 / 上限 30 万円) ※実績報告時に高梁市内に居住していることが条件	円
交付申請額	円

3 家財整理

売買又は賃貸借の契約状況	<input type="checkbox"/> 未契約 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 賃貸借 (契約日: 年 月 日)
請負業者	住所: 名称:
実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
補助対象経費	円
交付申請額 (補助対象経費の 2/3 / 上限 30 万円)	円

4 改修

売買又は賃貸借の契約状況	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 賃貸借 (契約日: 年 月 日)
実施内容	
請負業者	住所: 名称:
実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
補助対象経費	円
補助金額 (補助対象経費の 1/3 / 上限 70 万円)	円
加算額 (子どもの数×10 万円 / 上限 30 万円) ※実績報告時に高梁市内に居住していることが条件	円
交付申請額	円

(別紙様式2)

誓約書兼同意書

年 月 日

高 梁 市 長 様

(物件提供者)

住 所

氏 名

(本人の自署による署名又は記名押印をしてください。)

(利用者)

住 所

氏 名

(本人の自署による署名又は記名押印をしてください。)

高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金の交付申請にあたり、次のとおり誓約し、同意します。

(誓約事項)

- 1 交付対象空き家は、専ら居住の用に供するものです。
- 2 売買又は賃貸借の契約については、3親等以内の親族間によるものではありません。
- 3 上記の誓約事項及び交付要綱の規定に違反又は事実と相違することがあったときは、高梁市の指示に従い、交付を受けた補助金の全部又は一部を直ちに返還します。

(同意事項)

- 1 上記の誓約事項が遵守されているか確認するために、高梁市が必要な事項及び内容について、調査・照会・閲覧することに同意します。

第 号
年 月 日

様

高梁市長

高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金について、次のとおり交付を決定したので、高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 事業区分 (購入 ・ 家財整理 ・ 改修)

2 交付決定額 _____ 円

高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金変更交付申請書

年 月 日

高 梁 市 長 様

〒

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け、第 号により補助金の交付決定を受けた事業について、下記のとおり変更したいので、高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業区分 (購入 ・ 家財整理 ・ 改修)
- 2 補助金変更申請額 円 (増減 円)
- 3 既交付決定額 円
- 4 変更内容・変更理由

- 5 関係書類
 - (1) 変更内容が確認できる資料（変更契約書等）
 - (2) その他市長が必要と認める書類

様

高梁市長

高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金について、次のとおり交付決定を変更することにしたので、高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 事業区分 （ 購入 ・ 家財整理 ・ 改修 ）

2 変更交付決定額 _____ 円

（ 変更前交付決定額 _____ 円 ）
年 月 日付け、 第 _____ 号

高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金実績報告書

年 月 日

高 梁 市 長 様

〒

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け、第 号により補助金の交付決定を受けた事業を完了したので、高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業区分 (購入 ・ 家財整理 ・ 改修)

2 補助金

	補助対象経費	補助金額
申請時		(交付決定額)
実績報告時		
増 減		

3 関係書類

<共通>

- (1) 支払いの事実が確認できる書類
- (2) 支払代金の明細が確認できる書類（申請時から金額に変更があった場合）
- (3) 住民票謄本（申請時と住所地が異なる場合）
- (4) その他市長が必要と認める書類

<購入の場合>

- (1) 全部事項証明書（土地・建物）

<家財整理・改修の場合>

- (1) 完成写真

第 号
年 月 日

様

高梁市長

高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金確定通知書

年 月 日付け、第 号により交付決定した高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 事業区分 (購入 ・ 家財整理 ・ 改修)

2 交付確定額 _____ 円

高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金交付請求書

年 月 日

高 梁 市 長 様

請求者 住所

氏名

㊞

高梁市空き家情報バンク活用促進事業補助金について、次のとおり請求します。

請求金額

--	--	--	--	--	--	--

円

なお、上記については下記口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行	
	金庫	店
	農業協同組合	
預金種別	(普 通 ・ 当 座)	
口座番号		
口座名義人	ふりがな	
	氏 名	

※ 口座名義人は申請者（請求者）と同一であること